

# 指定管理者導入に関する



平成15年9月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に関し、新たに「指定管理者制度」が創設されました。

これまでの管理委託制度では、地方自治体が、公の施設の管理を委託できるのは、一部の公共的団体等に限定されていました。

この指定管理者制度では、株式会社、又は民間事業者にも、公の施設の管理を行わせることが可能となりました。この制度の導入により、施設のサービスの向上や経費の縮減が図られることが期待されます。

ここでは、指定管理者導入における基本的な考え方についてQ & A方式にてお答えいたします。

Q1 指定管理者制度のメリットは？

**【A1】**

公の施設の管理について、民間事業者やNPO団体等の活力やノウハウを活用することで、経費の縮減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスの提供が期待できます。

Q2 従来の管理委託制度と指定管理者制度の違いは？

**【A2】**

管理委託制度は、町との契約に基づき具体的な管理事務、業務の執行を行うもので、施設の管理権限、責任は町にあり、公権力の行使に当る使用許可などは委託できませんでした。指定管理者制度では、施設の管理に関する権限を代行させるもので、使用許可等を行うことができます。（その場合、使用許可は指定管理者名で行うことになります。）

Q3 どのようにして指定管理者を決めるのですか？

**【A3】**

原則として公募により指定管理者を選定します。選定方法は、条例で定める選定基準に基づき、応募者から提出される事業計画書等を選定委員会で書類審査のほか、必要に応じて面接審査を行い選定します。

選定された団体は、議会の議決を経て正式に指定管理者となります。

なお、公募によらず指定管理者を選定することが、住民サービスを維持・向上させるために必要であると判断した場合等は、指定管理者の公募は行いません。

Q4 誰でも指定管理者になれるのですか？

**【A4】**

管理委託制度では、市町村などの公共団体、協同組合などの公共的団体、自治体が1/2以上出資する法人に限定されていましたが、指定管理者制度では、「法人その他団体」となっており、個人は認められませんが、民間企業や法人格を有さない団体も認められます。なお、指定管理者の指定は、議会の議決が必要です。

Q5 指定の期間は？

**【A5】**

指定の期間については法令上定めはなく、各自治体が施設の目的や実情を勘案して適切な期間を定めることとなります。

Q6 施設の管理運営経費は？

**【A6】**

管理運営に要する経費は、

- (1) 町が全額支出する
- (2) 町の支出と指定管理者が収受する利用料金で賄う
- (3) 指定管理者が収受する利用料金だけで賄う、方法があります。

いずれも協定項目で締結することとなります。

Q7 平等利用は確保できないのでは？

【A7】

公の施設の利用については、地方自治法第244条で不平等の扱いは禁止されており、指定管理者もその規定の適用を受けます。また、条例で管理の基準を定め、それに基づき使用許可(行政処分)を行うこととなっております。なお、行政処分に対する不服申立は、町にすることとされています。

Q8 施設の利用料金は誰の収入になるのですか？

【A8】

指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、利用料金の会計事務の効率化を図るため、その施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができます。(利用料金制)施設の性格、運営状態を踏まえ導入を判断します。

Q9 指定管理者になると使用料が値上がったり、サービス水準が低下したりしますか？

【A9】

開館時間や使用料の上限など施設の管理運営についての基本的事項は条例で定めますので、指定管理者が町長の承認を得ないで使用料の値上げをするようなことはできません。また、過度の管理経費等の削減などにより、住民サービスが低下することのないように、法令及び協定により、町が監督することで適正な管理運営を確保していきます。

Q10 指定管理者制度と従前の業務委託との関係は？

【A10】

従前同様、清掃、警備、メンテナンスなど個々の具体的業務を民間事業者にも個々に委託(私法上の業務委託契約)することはできますが、一の事業者にも包括的に行わせるなら、指定管理者として指定することになります。また、指定管理者は個々の業務を個々に第三者に委託することはできませんが、管理に関する業務を一括で委託することはできません。

Q11 指定管理者の事務執行に対し、監査を行うことができないのですか？

【A11】

公の施設の管理業務に係る出納関連の事務については、地方自治法の規定で監査委員による監査の対象となります。管理業務そのものは監査の対象となりませんが、設置者である町の事務を監査するのに必要があれば、調査又は、書類等の提出を求めることはできます。

Q12 施設での賠償責任は？

【A12】

国家賠償法では、公の营造物の設置や管理の瑕疵により利用者に損害を与えた場合には、地方公共団体に賠償請求できます。指定管理者に管理代行させた場合であっても、町は公の施設の設置者であることに変わりはなく、町が責任を負うこととなります。

Q13 指定管理者の監督はどのように？

【A13】

町は指定管理者に対し、業務又は経理の状況の報告を求め、実地調査を実施し、又は必要な指示をすることになっており、指示に従わない場合や、管理を継続することが、適当でないと思われる場合は指定の取り消しや、管理業務の停止を命じることができます。

Q14 個人情報の保護は？

【A14】

条例の中で個人情報の取り扱いに関する規定を設けるとともに、指定管理者との協定の中に個人情報の保護措置に関する規定を盛り込みます。また、個人情報保護条例において、指定管理者制度導入に伴う所要の改正を行います。